

酒田市鍼・灸・マッサージ等利用助成券が利用できる施術者一覧表(所在地あいうえお順)

【酒田地区】

(※マッサージ等…あん摩、マッサージ、指圧)

R7.9.16

事業所	施術者	所在地		電話	施術項目		
					鍼	灸	マッ サー ジ等
茂木整骨院	熊谷 想子 齋藤 茂	あ	相生町1-6-5	22-2082	○	○	○
酒田みなみ整骨院	橋爪 新太郎		あきほ町120-1 イオン酒田南店1階	26-0288	○	○	○
にじいろ鍼灸院	渡部 真紀子		旭新町13-6	090-1398-1136	○	○	
まえた鍼灸治療院	齋藤 聡太		東町1-9-24	25-3910	○	○	
廣瀬 由美	廣瀬 由美	い	一番町10-14	090-2793-3299	○	○	
あんまマッサージ指圧斎藤治療院	斎藤 邦喜		入船町4-15	22-4598			○
池田治療所	池田 研二 池田 信行 池田 祐心	え	駅東1-4-1	23-2853	○	○	○
本間鍼灸院	本間 純	か	上本町6-29	26-2626	○	○	
かとう鍼灸治療院	加藤 悟		亀ヶ崎3-10-29	26-2057	○	○	○
鍼灸まっさ7010 【新規】	阿部 直人		亀ヶ崎7-6-5	080-6023-4856	○	○	○
ヒロシ治療院	佐藤 弘	き	北新橋1-3-26	22-5879			○
鳥海鍼灸院	渡部 秀		北新橋1-6-3	22-2210	○	○	
佐藤鍼灸治療院	佐藤 三千代		北新橋1-11-9	23-4255	○	○	○
はり・きゅう七福	村上 典久		北新橋2-9-5	090-2959-1836	○	○	
はりきゅう院 HACHI (はち)	八幡 春菜	こ	こがね町1-5-9	080-6011-0888	○	○	
いとう指圧店	伊藤 光良		寿町6-27	22-4440			○
ゆりこ鍼灸指圧治療院	金野 友里子	し	下安町18-3	080-2814-4726	○	○	○
アソ健康維持センター	阿蘇 広直	せ	千石町2-10-25	22-2814	○	○	○
土田治療院	土田 博之	ち	中央西町4-8	22-2028	○	○	○
田中整骨院	田中 孝一 田中 弘道	な	中町1-7-8	23-3613	○	○	
三浦はり治療院	三浦 真一	に	錦町5-32-80	31-2330	○		
五十嵐ヒーリング整骨院	五十嵐 秀徳		西野町2-3	43-6436	○	○	
指圧 マッサージ はり きゅう もきゅあ	熊谷 想子	ひ	東泉町5-7-22	24-7611	○	○	○
栄光治療院	佐藤 正美		東大町3-3-24	23-1001	○	○	○
出張専門 林 雅也	林 雅也		光ヶ丘4-6-18 エステート光ヶ丘101	080-1651-3046	○	○	
高坂はり灸院	高坂 正昭	ほ	本町1-5-28	26-2239	○	○	
田代治療院	田代 文彌	み	宮野浦2-2-33	31-3606			○
はり・きゅう ゆたか	阿部 豊		宮野浦2-13-25	31-3922	○	○	○
SHUHARITE (シュハリテ)	寺田 智晶		緑ヶ丘2-3-22	070-5323-8910	○	○	○
訪問治療やまぶき	瀬戸 隆之			080-6041-3375	○	○	○

酒田市鍼・灸・マッサージ等利用助成券が利用できる施術者一覧表（所在地あいうえお順）

【八幡地区】

事業所	施術者	所在地		電話	施術項目		
					鍼	灸	マッ サー ジ等
指圧院そがわ	曾川 由美	ほ	法連寺字川原19-3	64-2259			○
マッサージ治療院按心館	相蘇 健太郎		法連寺字村前79-7	64-4152			○

【松山地区】

事業所	施術者	所在地		電話	施術項目		
					鍼	灸	マッ サー ジ等
大井鍼灸院	大井 慶子	つ	土渕字新田町158	62-3709	○	○	
さいとうマッサージ	斎藤 祐司	や	山寺字宅地58	62-2964			○

【平田地区】

事業所	施術者	所在地		電話	施術項目		
					鍼	灸	マッ サー ジ等
らくらくハリ・キュウ院	加藤 すみ	あ	飛鳥字八乙女34-6	52-3763	○	○	
とがし治療院	富樫 一男	な	檜橋字大柳99	52-2871	○	○	○

鍼・灸・マッサージ等利用助成券 留意事項

- 助成券は、同一年度内（4月1日～3月31日）に1回だけ貰えます。
- 交付枚数は、4月～9月の申請の場合6枚（次に貰えるのは翌年の4月からです）
10月～3月の申請の場合3枚（次に貰えるのは4月からです）
- 助成券は、施術1回につき1枚のみ使用できます。
施術費から助成額（1,000円）を差し引いた金額が利用者負担となります。
- 助成券は、交付を受けた**本人のみが使用できます**。たとえ家族であっても他人に譲渡（貸与）することは認められません。このような利用の場合、交付決定が取り消され、金額を返還していただきます。
- 保険適用となる施術は本事業の助成対象ではありません。